

# Tax News Flash

August 2023

## 現物支給課税にかかる実施規定

財務省は2023年6月27日付けで現物支給(“BIK”)にかかる財務省令2023年No.66(“PMK-66”)を発行した。本規定は2023年7月1日から施行されている。

PMK-66は、雇用者と従業員に対するBIKの課税の取り扱いに関する包括的なガイドラインを提供しており、BIK費用の損金算入、課税対象となるBIKの定義と範囲、非課税対象となる特定のBIKの基準、BIKの算定と計算方法、特定地域における取り扱い、及び従前規定からの移行条項を含んでいる。

またPMK-66は、全従業員への飲食物の提供、現物による支払いや報酬、および特定の地域や法人税の算出において雇用者の総収益から控除できる業務上の必需品に関する制度を定めていた従前の規定PMK No. 167/PMK.03/2018(「PMK-167/2018」)を無効とした。

以下はPMK-66の主なポイントである。

### BIK費用の損金性

BIK費用は下記の要件を満たすことで法人税上損金算入できる。

- ・ BIKは収益の稼得、回収、維持に関連する費用であること。
- ・ 業務にかかるBIKは雇用者と従業員における雇用関係において生じた費用であること。
- ・ サービスにかかるBIKは納税者間のサービス取引において生じた報酬であること。

BIKの申告に関して重要な条項は下記のとおりである。

- ・ 耐用年数が1年以上のBIKは減価償却費を対象とする。
- ・ 耐用年数が1年未満のBIKは実際の費用を対象とする。
- ・ 雇用者は法人税申告においてBIKの費用を報告する。
- ・ 2022会計年度が2022年1月1日より以前に開始されている会社の場合、2022年1月1日から適用する。
- ・ 2022会計年度が2022年1月1日以降に開始されている会社の場合、2022会計年度から適用する。

### 従業員の課税対象となるBIKの範囲と定義

PMK-66の第3条(1)では、BIKは所得税法第4条(1)aの規定に従うと規定しており、これは以下の範囲と定義に該当する。

- ・ 業務にかかるBIKは雇用者と従業員における雇用関係に関連した費用であること。
- ・ サービスにかかるBIKは納税者間のサービス取引において生じた報酬であること
- ・ PMK-66は「現物」を金銭ではなく物品による従業員への報酬として定義している。

- ・「給付」は雇用者または第三者のいずれかによって資産が賃貸されたり支払われることで施設やサービスの利用権の形態による報酬として定義される。

雇用者から支給されたBIKは下記の期間から従業員の所得税の課税対象となる。

- ・ 2022会計年度が2022年1月1日より以前に開始されている会社の従業員の場合、2022年1月1日以降適用される。
- ・ 2022会計年度が2022年1月1日以降に開始されている会社の従業員の場合、2022会計年度から適用される。

### 非課税対象となるBIKの種類とその限度額

非課税対象となるBIKの種類とその限度額は下記のとおりである。

No	BIKの種類	上限
1	a. 事業所において全従業員に支給される飲食物 b. 事業所以外で従業員に支給する食事券(飲食物費用の立替払いを含む)	上限なし 従業員一人あたり月額最高 IDR 2 million、あるいは事業所で提供される額のいずれか高い方
2	ユニフォーム、従業員用輸送、安全装備、船員用の宿泊施設、パンデミックや自然災害に対処するための薬やワクチンなど、法律や規定に基づき各省や官庁から求められる業務上の安全、健康、安全基準に関連するBIK	上限なし
3	遠隔地を含む特定の地域で働く従業員とその家族のための施設やインフラ、住宅施設、医療サービス、教育、交通及びスポーツ(ゴルフ、競艇、競馬、グライダー、モータースポーツを除く)	上限なし
4	a. Idul Fitri(断食明け大祭)、クリスマス、Nyepi(バリ・ヒンドウーの元日)、Waisak(仏教大祭)、旧正月を含む宗教的祝日の贈答品 b. 宗教的祝日以外の贈答品	全ての従業員が受取ること。上限なし 従業員が受取ること。従業員一人あたり年間最高 IDR 3 million
5	ラップトップ、パソコン、携帯電話、通信料、インターネットなど業務上必要な機器類	従業員が受取り、業務で用いること。上限なし
6	労災、職業病、緊急事態、あるいはそれらの事後的対応にかかる医療サービス	従業員が受取ること。上限なし
7	ゴルフ、競馬、モーターボート、グライダー、モータースポーツ以外のスポーツ関連	従業員が受取ること。 従業員一人あたり年間最高 IDR 1.5 million
8	a. 寮など共用の住宅施設 b. アpartmentや一軒家など共用以外の住宅施設	従業員が受取ること。上限なし 従業員が受取ること。 従業員一人あたり月額最高 IDR 2 million
9	自動車	受取人である従業員が株主ではなく、直近12ヶ月の平均総所得額が月額 IDR 100 millionを超えないこと
10	金融庁に設立が承認された年金基金への積立であり雇用者負担分	従業員が受取ること
11	祈祷室、モスク、教会、寺院など宗教的施設	その目的以外で使用しないこと
12	2022年に受け取ったBIK	従業員あるいはサービス提供者が受取っていること

上限を超えたBIKは従業員の所得税として課税される。

### BIK額の算定と計算方法

BIKの価額は下記のとおり算定される。

- ・ 給付される現物の市場価値
- ・ 施設の提供の場合、雇用者が負担した(または負担すべきだった)費用の額

BIKにかかる所得税は下記のとおり月末に源泉徴収される。

- ・ 現物による報酬支払あるいは立替の払戻しにおいて現物が移転されたあるいは関連する所得が発生したいずれかの早いタイミング
- ・ 雇用者からBIKとして提供される施設やサービスの使用权(あるいは一部の使用权)の移転があった

2023年1月1日から2023年6月30日の間に受取ったBIKは源泉税の対象外となる。受取者は年度の個人所得稅申告において申告すること。

### 特定地域におけるBIKの取り扱い

特定地域で提供されるBIKは所得稅の課稅対象外となる。課稅対象外となる施設やインフラ等は特定地域で働く従業員とその家族のために使用され、下記が該当する。

- a. 住居施設
- b. ヘルスケアサービス
- c. 教育
- d. 礼拝施設
- e. 交通手段
- f. ゴルフ、競艇、競馬、グライダー、モータースポーツを除くスポーツ活動

雇用者の事業場所が稅務總局によって「特定地域」に指定されていることが要件となる。

事業所が「特定地域」に指定されるかどうかは、11種類の經濟・公共交通インフラ(事業主が整備したものは除く)のうち、少なくとも6種類が不整備または不十分であることで判断される。

特定地域への指定は下記の期間において付与される。

- ・ 特定の採掘許可を保持している雇用主の場合、特定の採掘許可の有効期間が到来するまで
- ・ 特定の採掘許可を取得していない雇用主の場合は5年間

これらの特定の採掘許可には、(i) 採掘契約 (Kontrak Karya)、(ii) 石炭採掘協力協定、(iii) 鉱業および石炭規制の規定に基づく鉱業部門の許可を含む。

特定地域としての承認を得るための詳細な申請手続きとスケジュールはPMK-66で明記されている。

### 従前規定からの移行

- ・ PMK 167/2018に基づく特定地域の指定あるいは延長の承認決定通知は引き続き有効とする。
- ・ 上記における特定地域のBIKの扱いはPMK-66第8条の規定に基づく。
- ・ 特定地域の指定あるいはその延長を申請中の場合、PMK-66の条項に基づき手続きが継続される。
- ・ 特定地域の指定あるいはその延長の申請においてPMK-66の条項に基づく提出書類の不足が生じる場合、雇用者の本社が管轄の地方稅務局はPMK-66の施行日から15日以内に追加資料の提出を求めなければならない。
- ・ 地方稅務局において現在審査中の特定地域の指定あるいはその延長の申請(完成した申請書の提出後4ヶ月を経過しているがまだ決定がなされていない状況)は完成した書類を受取ってから6ヶ月以内あるいはPMK-66の施行日から1ヶ月以内のいずれか早い方に決定の通知が発行される。
- ・ 特定の採掘許可を保有していて特定地域の指定の有効期限がPMK-66施行日以降に到来する雇用者は、その有効期限が切れる4ヶ月前に延長の申請を提出すること。

### KPMGコメント

課稅所得に含むべきBIKの定義や範囲あるいは非課稅となる上限等について明確になっていない場合、係争に発展するリスクがある。

本規定に関してさらにガイダンスが必要な場合はKPMGの担当者にお問い合わせください。

# お問合せ先

## **KPMG Advisory Indonesia**

### **税務サービス**

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888

## **ジャパングデスク**

### **三竿 祥之**

#### **Country Deputy Head of Japanese Desk**

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

### **尾花 宏**

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

### **足立 陽子**

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

## **ローカル責任者**

### **Abraham Pierre**

#### **Head of Tax Services**

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

**[kpmg.com/id](https://kpmg.com/id)**

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2023 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.